官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年６月19日

四国地方整備局長　奥田　晃久

道路の種類	路線名	区間
一般国道	11号	高松市牟礼町牟礼字川原2155番３から同市牟礼町牟礼字川原2124番１までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年６月19日

四国地方整備局長　奥田　晃久

道路の種類	路線名	区間
一般国道	11号	高松市林町字坊城1523番４から同市林町2539番４までの上下線

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月十九日

東北運輸局長　吉田　昭二

(一)　登録小型船舶教習実施機関の名称　宮城県水産高等学校

(二)　登録小型船舶教習実施機関の代表者の氏名

（変更前）小山　英明

（変更後）伊藤　康弘

(三)　変更年月日　令和八年四月一日

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年６月19日

中部運輸局長　神谷　昌文

記

（単位地域の名称）
愛知県
（登録実施機関の名称）
名古屋タクシー協会
（登録実施機関の住所）
愛知県名古屋市昭和区滝子町30番16号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
天野　清美
（変更後の登録実施機関の代表者名）
浅野　丈夫
（登録事務等を行う事務所の名称）
名古屋タクシー登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
愛知県名古屋市昭和区滝子町30―16
（登録番号）
名古屋―１号
（変更年月日）
令和８年５月22日

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年６月19日

近畿運輸局長　服部　真樹

記

（単位地域の名称）
大阪府Ａ
（登録実施機関の名称）
公益財団法人大阪タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
大阪府大阪市鶴見区鶴見４丁目５番９号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
中村　剛
（変更後の登録実施機関の代表者名）
村田　稔
（登録事務等を行う事務所の名称）
本部事務所
（登録事務等を行う事務所の所在地）
大阪府大阪市鶴見区鶴見４丁目５番９号
（登録番号）
大阪―１番
（変更年月日）
令和８年６月12日

（単位地域の名称）
大阪府Ｂ
（登録実施機関の名称）
公益財団法人大阪タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
大阪府大阪市鶴見区鶴見４丁目５番９号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
中村　剛
（変更後の登録実施機関の代表者名）
村田　稔
（登録事務等を行う事務所の名称）
本部事務所
（登録事務等を行う事務所の所在地）
大阪府大阪市鶴見区鶴見４丁目５番９号
（登録番号）
大阪府Ｂ―１番
（変更年月日）
令和８年６月12日

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

広島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、広島県電気機械器具製造業最低工賃（平成15年広島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年６月19日　　広島労働局長　宮原真太郎

広島県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　広島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
ワイヤーハーネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30ミリメートルで、２回半巻きのもの	１か所につき　85銭
	コネクターの挿入（コネクターの指定の位置にリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むものをいう。）	自動車用で、長さが1,500ミリメートル以下の電線について行うもの	１か所につき　53銭
		自動車用で、長さが1,500ミリメートルを超える電線について行うもの	１か所につき　61銭
		自動車用以外の電線について行うもの	１か所につき　38銭
基板	部品の挿入	２本のリード線について行うもの	１個につき　68銭
	はんだ付け（手はんだによるものに限る。）	集積回路及びコネクターについて行うもの	１か所につき　39銭
		集積回路及びコネクター以外の部品について行うもの	１か所につき　73銭
基板以外	部品とリード線のはんだ付け（手はんだによるものに限る。）		１か所につき　１円30銭

4　効力発生の日　令和８年７月19日